

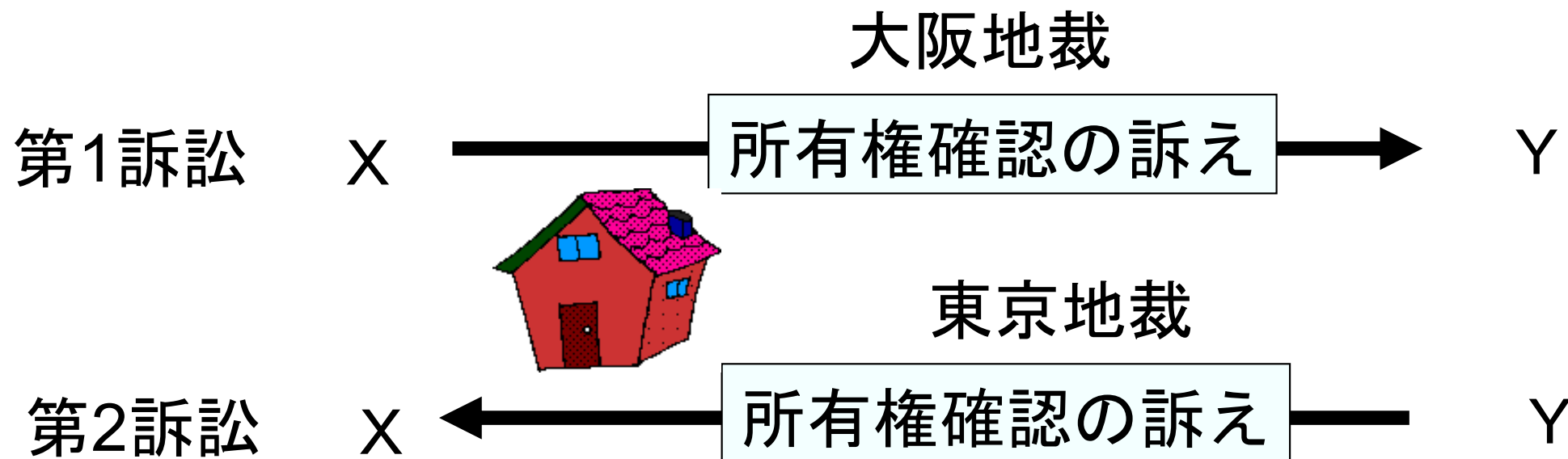
2013年度
民事訴訟法講義

13

関西大学法学部教授
栗田 隆

- 重複起訴の禁止（142条）

重複起訴の禁止 (142条)



- ◆ Yには、第2の訴えを提起する必要ないし利益があるか。
- ◆ 第2の訴えを適法として審理・裁判することは許されるか (142条)。

重複起訴の禁止（142条）の根拠

1. 訴訟経済（異別の訴訟手続での重複審理の無駄の防止）
2. 既判力のある判断（114条）の矛盾の防止
3. 二重に訴訟追行することを強いられることとなる後訴の被告の不利益の防止

場合を分けて考えてみよう。

	別の訴訟手続 で審理される 場合	同じ訴訟手続 で審理される 場合
Xが重ねて同じ内容の訴えを提起する場合		
同一物についてXとYとがそれぞれ所有権確認の訴えを提起する場合		

訴えの利益が 1 = ない 2 = ある
142条の根拠が a = 妥当する b = 妥当しない

142条の適用要件

- 主観的要件 当事者が同一であるか、異なっても既判力が及ぶ関係（115条）にあること。
- 客観的要件 係属中の事件と同一の事件であること。
- 後訴の提起態様 係属中の訴訟とは別個の訴訟手続で審理される訴え（別訴）であること。

係属中の事件と同一の事件であること

見解は分かれている。2番目の見解が現在の通説と見てよい。

- A) 訴訟物が同一であること。
- B) 訴訟物たる実体法上の権利または法律関係が同一ないし関連すること（同一物に対する紛争当事者双方からの所有権確認請求）。
- C) 請求の基礎（143条）が同一であるか又は主要な争点が共通すること。

設例1



同一債権について



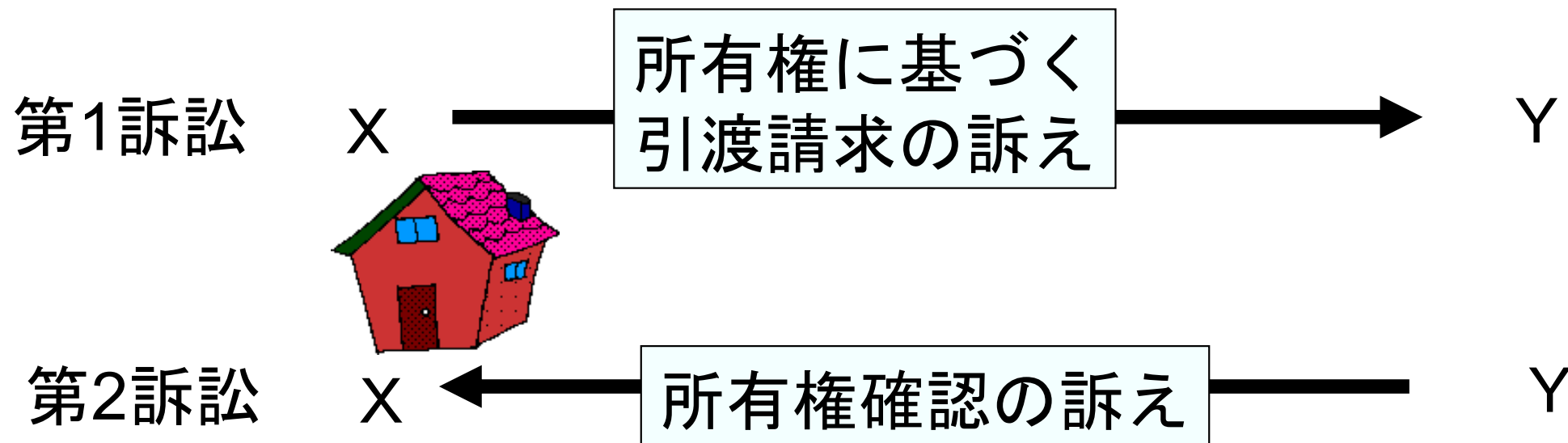
設例1a 最判平成16年3月25日

本訴 X ← 債務不存在確認の訴え → Y

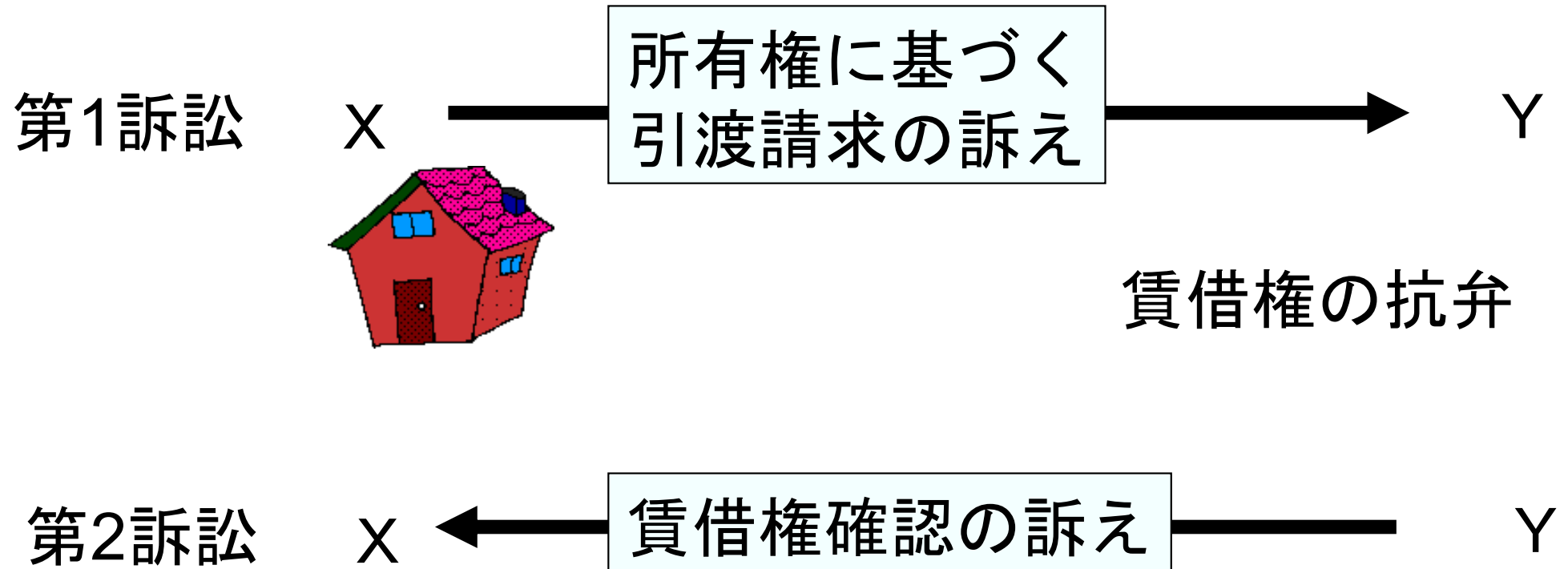
反訴 X → 貸金返還請求の訴え → Y

債務不存在確認請求の本訴に対して当該債務の履行を求める反訴が提起された場合には、もはや本訴に確認の利益を認めることはできないから、本訴は不適法として却下を免れない。

設例2



設例3



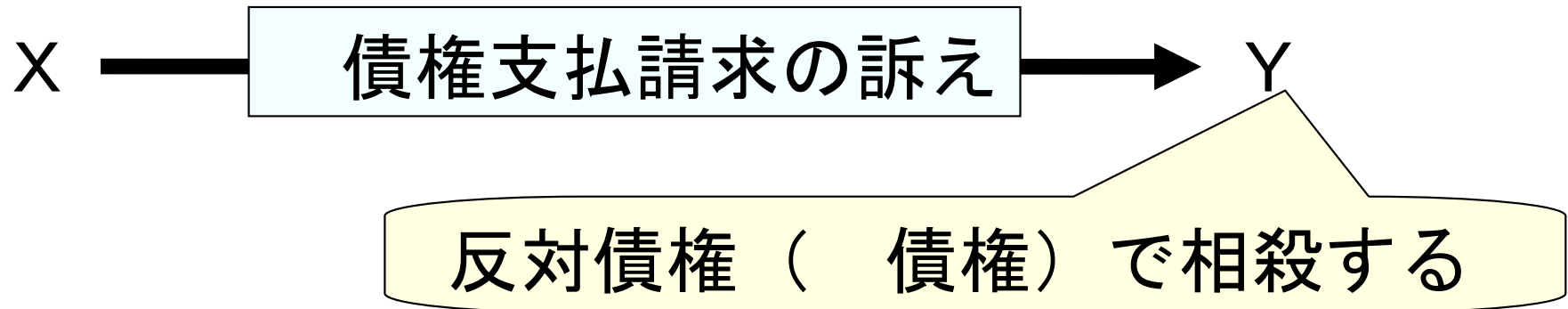
相殺の抗弁が関係する場合

- 単純相殺（非予備的相殺）の場合 被告が原告主張の債権を認めて相殺する場合に、その相殺に供されている反対債権を別訴で訴求することは許されない。[114条](#)2項参照
- 予備的相殺の場合 被告が相殺の抗弁を予備的になすとともに、同一自働債権を別訴により訴求することが重複起訴の禁止に触れるか否かについては、争いがある。

考え方のポイント

- 142条を類推適用すべきか否かの問題
- 類推適用に積極的な要素
 1. 既判力の抵触の可能性 (114条2項)
 2. 審理の重複
- 類推適用に消極的な要素
 1. 被告の防御の自由
 2. 相殺の簡易迅速かつ確実な決済の機能

114条2項



裁判所が 債権の存在を認め、

- 債権による相殺が認められ、請求棄却判決が確定すると、 債権の不存在のみならず 債権の不存在も確定される。
- 債権の存在が認められず、請求認容判決が確定すると、 債権の存在と 債権の不存在が確定する。

抗弁先行・別訴後行型

第1訴訟 X → 債権支払請求の訴え → Y

反対債権（債権）がある
予備的に相殺する

第2訴訟 X ← 債権支払請求の訴え ← Y

Yは、債権の訴えを反訴（146条）として提起することも可能である。そうすべきか否かが問題となる。

別訴先行・抗弁後行型



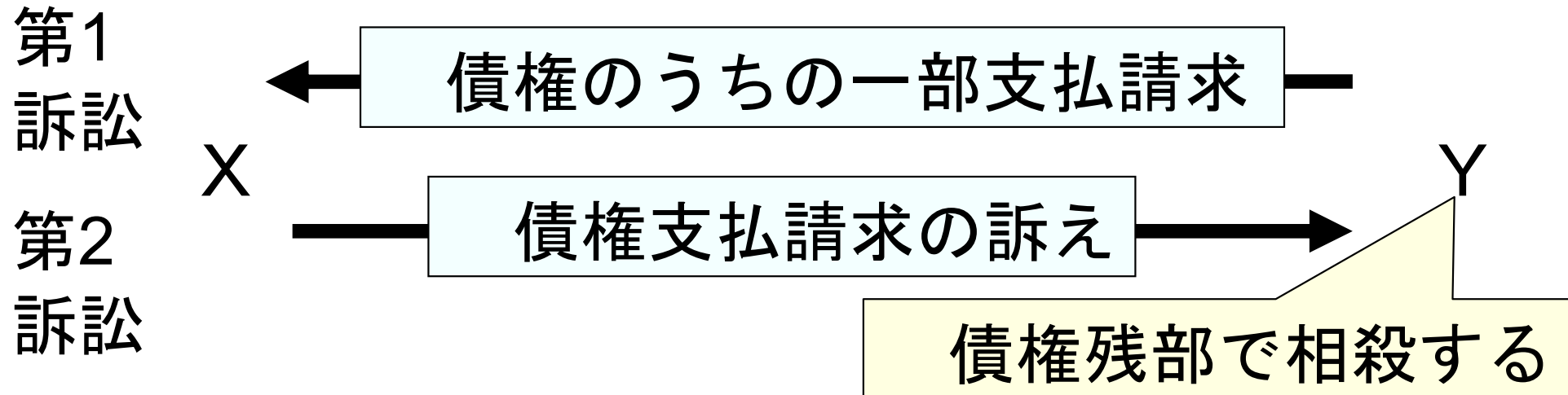
債権で予備的に相殺する

- Xに資力がなく、Yに資力がある場合に、両方の認容判決が確定し、それぞれが強制執行されると、Yが不利になる。
- 判決確定後に相殺することも考えられるが、請求異議の訴えの提起が必要であり、Yにとって負担である。

見解の対立

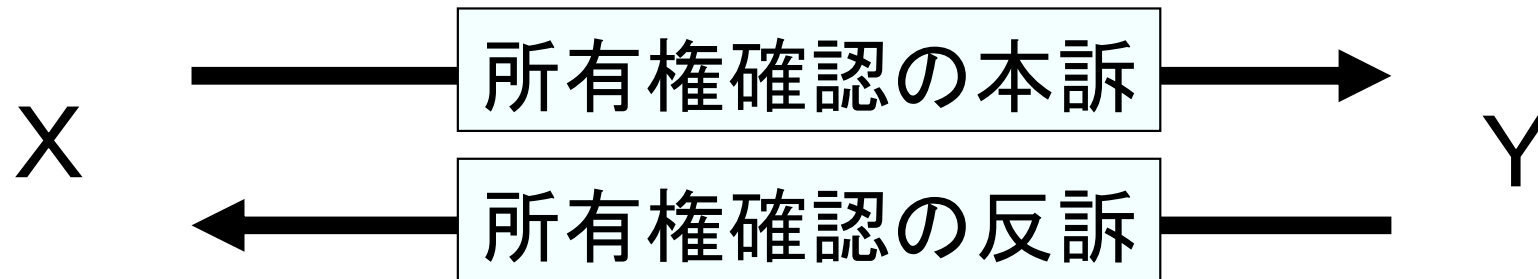
- **判例・多数説** 抗弁先行型、別訴先行型のいずれにおいても、142条を類推適用する。
- **少数説1** 抗弁先行型、別訴先行型のいずれにおいても、142条の適用も類推適用も否定する。
- **少数説2（折衷説）** 抗弁先行型の場合には、被告は反訴により反対債権を訴求すべきであることを理由に142条の類推適用を肯定する。

一部請求の場合（最判平成10年6月30日）



明示の一部請求の場合に、当該債権の残部を自働債権として他の訴訟において相殺の抗弁を主張することは、債権の分割行使をすることが訴訟上の権利の濫用に当たるなど特段の事情の存しない限り、許される。

重複起訴禁止の消極的効果



重複起訴の禁止に服する複数の請求については、弁論の分離や一部判決は許されず、1個の判決で裁判すべきである。

重複起訴禁止の積極的効果

重複起訴の禁止にふれる場合には、裁判所は、被告の抗弁を待たずに、職権で次の措置をとる。

1. 同一の訴えの繰返しの場合のように訴えの利益が欠ける場合には、そのことを理由に訴えを却下する。
2. その他の場合 弁論の併合が可能であれば併合し、可能でなければ却下する。

重複起訴禁止の積極的効果 判例の立場

- 弁論を併合した後の分離を阻止できるとは限らないことを前提にして、併合することなく却下すべきであるとする
- 最判平成3.12.17民集45-9-1435 係属中の別訴において訴訟物となっている債権を自働債権として他の訴訟において相殺の抗弁を主張することは許されず、このことは右抗弁が控訴審の段階で初めて主張され、両事件が併合審理された場合についても同様である。